

## 藤原道長の文事——『御堂閥白記』寛弘元年から(上)——

北山円正

一条朝を中心に、撰関制を確立して政権の頂点に君臨した藤原道長は、平安時代のもつとも著名な人物の一人である。その権力や財力は、政治面に發揮されただけではなく、文化面においても絶大な権勢を行使しており、その影響はまことに大きく、多方面に及んだ。たとえば、寛弘四(一〇〇七)年八月の金峯山参詣、治安三(一〇二三)年十月の高野山参詣は、それまでの都の貴顕には前例のない、新たな試みであった。これ以後両靈場は権威を付与され、多くの追随を生むに到る<sup>(1)</sup>。また道長は文人・詩人であり、作文会の主催者でもあつた。一条朝における詩会開催の場は、内裏とともに道長の邸第がかなり多い。これは権勢を背景として公卿・文人を集めた結果である。詩人としては自邸のみならず、内裏の作文会に頻繁に参加しており、一条朝の詩壇を形成する主要な一員という一面もあつた。このような道長の活動が功を奏し、一条朝において漢文学が活況を呈したと言えるであろう。

道長の平安文化に与えた影響は、非常に大きい。その様相を一年をとおしてうかがつてみたい。日記『御堂閥白記』から、「文事」に関する記事を抜き出して注釈を試みた。すでに山中裕氏らによる『御堂閥白記

全註解』(全十六冊、高科書店・思文閣出版)があつて、今さらの感があるが、文学・学問との関わりについては、なお注するべき事柄があるようにも思ひ、あえて試みた。また「文事」と銘打つたが、その範囲を明確にしているわけではなく、文化面での事象全般と大まかに捉えている。寛弘元年を対象としたのは、特別な意味があるわけではなく、一年ほど途切れることなく記事のつづく最初の年だからである。

日記の本文は大日本古記録『御堂閥白記 上』所収のそれによる。誤脱箇所については、ほぼその校訂本文に従つて補筆・訂正した。また、前記全註解(寛弘元年)と倉本一宏氏の『藤原道長「御堂閥白記」(上)』(講談社学術文庫)の本文及び注解を参考した。学恩に感謝申し上げる。

まず年号の「寛弘」について述べる。「寛弘」は、一条天皇と三条天皇の年号。長保六(一〇〇四)年七月二十日に改元された。『日本紀略』の同日条には、「改元寛弘、大赦天下。依災變也」(寛弘と改元し、天下に大赦す。災変に依るなり)とあり、災害による改元であった。『元秘別録』(一・勘文事・改元事)には、「長保六年七月廿日改元(寛弘)。依天変

地震妖也」（長保六年七月廿日に改元す〈寛弘〉。天変地震の妖に依るなり）とあり、天変と地震によるとある。『御堂関白記』の同日条にも、「詔書草有地動文」（詔書の草に地動るの文有り）とあり、地震を改元の理由の一つに数えていたらしい。ただ長保六年に地震の記録はない。五年に溯つても見当たらない。

『日本紀略』が記す「災変」および『元秘別録』の「天変」は、旱魃のことである。『日本紀略』長保六年・寛弘元年の記事には、

祈雨奉幣（七月二日）

於「龍穴」請「十口僧」御讀經。依「祈雨」也（七月八日）

於「七大寺并十一社」御讀經。依「祈雨」也（七月十二日）

自「今日」於「七大寺并大極殿」請「三百僧」讀經（七月二十日）

臨時奉幣。依「祈雨」也（七月二十四日）

軒廊御卜。依「旱魃」也（八月二日）

奉幣丹貴（社。依「祈雨」也。使藏人（八月四日）

於「大極殿」以「百口僧」讀「仁王經」限「五箇日」。依「祈雨」也（八月六日）

今月旱（八月）

と、七月二十日の改元を挟んで、「祈雨」のために、奉幣・讀經などを頻繁に行っている。七月二十日の「御讀經」は目的を記していないが、これも同様であろう。この年の水不足が深刻であったことは、たび重なる神仏への祈願から察せられる。『御堂関白記』には、八月六日から、祈雨のために大極殿で仁王經を読む法会を催しており、結願の十一日に、

「御讀經間、雖雨下非大雨。諸國如云々。有下所云々。從六月十日、未大兩下、時々如形為夕立」（御讀經の間、雨下ると雖も大雨に非ず。諸國如」と云々。下る所有りと云々。六月十日従り、未だ大雨下らず。時々形の如く夕立と為る）、また二十四日に、「終日雨降。從去六月十日、不雨下七十余日。兩三度雖夕立、非可充物用」（終日雨降る。去る六月十日従り、雨下らざること七十余日。兩三度夕立すと雖も、物の用に充つべきに非ず）とあって、六月十日以来、有用な降雨がほとんどなかつた。道長が「諸國」の状況を気に掛けているところからすると、國中が旱魃の被害に見舞われ、人々が苦しんでいたのであろう。この苦難を解決する一つの手段として、改元を行つたのである。

「寛弘」の出典について触れておく。心の広さ、大きさを表す語であり、寛弘尽レ下、出於恭儉（漢書）卷九・元帝紀贊）

陛下即レ位、躬天然之德、体晏晏之姿、以寛弘臨レ下（後漢書）卷四十一・第五倫伝）

など、皇帝の人となりを讃える文脈の中で用いる例が多いが、出典の特定はできない。

正月

廿七日、壬子、女一宮御対面。參午上内間、依祭使事、枇杷殿、參内次下見間、有犬死。依之參陣外、令申此由。大原野祭、來月一日也。依之不能參入。入夜頭中將來。仰云、今夜雜事、被仰案内。又彼宮御乳母一賜爵、右衛門尉紀文忠、依請申序給宣旨。即申云、他上候。即可被仰。

不參問、於承可無便云。御対面戌時。春宮・宮參給云々。

廿七日、壬子、女一宮の御対面。午の上に内に参る間、祭の使の事に依りて、枇杷殿。参内の次いで下見せし間、犬の死せる有り。之に依りて陣の外に参りて、此の由を申さしむ。大原野祭、来月の一日なり。之に依りて参入すること能はず。夜に入りて頭中将来たる。仰せて云はく、「今夜の雑事、案内を仰せらる。又彼の宮の御乳母の一に爵を賜はむ、右衛門尉紀文忠、請ひ申すに依りて序に宣旨を給はむ」とおほす。即ち申して云はく、「他の上候ぜむ。即ち仰せらるべし。不參の間、承るにおいては便無かるべし」といふ。御対面は戌の時。春宮・宮参り給ふと云々。

「女一宮」は、脩子内親王（九九六～一〇四九）。父は一条天皇、母は皇后藤原定子。定子はすでに亡く、外戚である中関白家は逼塞しており、心もとない状態にあつた。「御対面」は、一条天皇との対面。この日夜に対面が予定されていた。「参午上内間」は、正格の漢文からは外れた文体である。この日記には、このような文章が多い。私の記録のために正格を期する必要がないのである。「午上」は、午の刻（午前一一時から午後一時まで）の前半一時間。「祭使」は、春日祭の使。この年は道長の息頼通がこの任に当たつており、「枇杷殿」から出立することになっていた。その準備のために、参内前に立ち寄つたのである。「枇杷殿」には、行く、向かうの意味の語が付くべきだが、これは書き落としたか、省略したかのいずれかであろう。「有二犬死。……依レ之不レ能

参入」は、枇杷殿で犬の死穢に触れたために、今日の「御対面」の場には行けないことを天皇に告げた。『延喜式』（卷三・神祇三・臨時祭）

には、「凡触穢惡事」応忌者、人死限卅日、自葬日始計、産七日、六畜死五日、産三日（鷄非忌限）……とあり、犬は「六畜」の一つであり、五日間忌む必要があつた。「陣外」の「陣」は、宮中にいて警護に当たる衛府の官人らが詰めている所であり、その外を「陣外」という。触穢となつた道長が殿舎内に立ち入るわけにはゆかなかつた。「大原野祭」は、大原野神社で行う祭祀。祭日は、二月上卯日と十一月中子日。この年は、二月一日が祭日（乙卯）であり、三日後に迫つていた。なお道長は、二月一日には、「依触穢出東河、不奉幣祓」と、「東河」（鴨川）で祓（由の祓）を行い、大原野祭では「奉幣」しなかつたと記している。夜になり、「頭中将」源經房が天皇の使いとしてやつて來た。今夜の対面の「雑事」について、「案内」問い合わせがあつた。道長は、「御対面」に重要な関わりを持つていたらしい。また、「彼宮」脩子内親王の「御乳母」の一人に「爵を賜」い、「右衛門尉紀文忠」が申請しているので、檢非違使宣旨を下したいと希望を伝えている。これに対しても道長は、「他上候」ほかの公卿が控えておりまじょう、「即可レ被レ仰」その者に仰せられればよろしいでしょう、「不參問、於承可レ無レ便云」私は參上いたしかねますので、宣旨を受けるわけにはまいりません、と応じた。一条天皇の親心に対して、まことにすげない返答である。かつて敵対していた中関白家を外戚とする脩子内親王と、一条天皇との対面を快く思わない胸中を示していると言えよう。

正月廿七日の条には、道長の文事に関する記事はないのだが、『權記』

の前日条には、

廿六日、辛亥、心神雖惱、依左府召詣。書明日女一宮御対面料四尺

屏風四帖色紙形和歌。申雜事、入夜帰来。

かへり、  
やる

廿六日、辛亥、心神惱むと雖も、左府の召しに依りて詣る。明日の女一の宮と御対面の料の四尺屏風四帖の色紙形の和歌を書く。雜事を申す。夜に入りて帰り来る。

とある。「心神」を病む行成を呼び付けて、翌日の「御対面」のために、「四尺屏風四帖色紙形」に「和歌」を書かせている。能筆を見込んで依頼したものである。すでにあつた和歌を「色紙形」に書いたのである。これは一条天皇が道長に命じたのか、道長が二人の対面をことほいで新調したのか、状況は分からぬ。天皇が依頼するのであれば、対面前日に和歌を書くような慌ただしい事態にはならないのではないか。道長が急に作成を思い立ち、前日に何とか間に合わせることはありえよう。屏風の絵柄、和歌の内容、歌人名についての情報がなく、不明な点が多いが、道長がすすんで屏風を調進したのだとすれば、翌日の日記に記す、天皇への冷淡な態度との違いをどう理解すればよいだらうか。興味深い問題ではあるが、これ以上の検討はできない。

## 二月

六日、庚申、従曉雪下。深七八寸許。左衛門督許送消息。有和歌。有返。  
以道貞朝臣、右大将昨日事恐由示送。

御返り、

華山院従り仰せを賜ふ。女方を以つてす。

我すらに思ひこそやれ春日野のをちの雪間をいかでわくらん  
身をつみておぼつかなきは雪止まぬ春日の原の若菜なりけり

六日、雪深。早朝左衛門督許かくいひやる。

わかなつかははらにゆきふれはこゝろつかひをけふさへそ

る。和歌有り。返り有り。道貞朝臣を以つて、右大将に昨日の事恐こま  
る由を示し送る。

従華山院賜仰。以女方。

われすらにおもひこそやれかすかの、をちのゆきまをいかでわくらん  
みをつみておほつかなきはゆきやまぬかすかのはらのわかな、り  
けり

御返、

三かさ山雪やつむらんとおもふまにそらにこゝろのかよひけるか  
な

六日、庚申、曉従り雪下る。深さ七八寸許ばかり。左衛門督もとが許に消息を送  
る。和歌有り。返り有り。道貞朝臣を以つて、右大将に昨日の事恐こま  
る由を示し送る。

六日、雪深し。早朝左衛門督が許へかくいひやる。

若菜摘む春日の原に雪降れば心づかひを今日さへぞやる

三笠山雪や積むらんと思ふ間に空に心の通ひけるかな

道長の長男右少将頼通が春日祭の使となつて、二月五日枇杷殿で出立

の儀式を行ひ奈良へ向かつた。その翌日雪が降つたので、息子の道中や執務を気づかう道長が、まず左衛門督藤原公任に和歌を送り、その返しがやつてきた。ついで花山院から、頼通を心配する和歌が送られてきて、道長が返歌をしたのである。日記は、公任との消息のやりとりと、橘道貞を使いとして、右大将藤原実資に、昨日の出立の儀に来訪してくれたことへの謝意を伝えたと記し、その裏書に、公任・花山院との贈答歌を記している<sup>(3)</sup>。この和歌のやりとりは、『後拾遺集』『栄花物語』(はつはな)『御堂関白集』『公任集』などに収載している。ただしその中に道長の花山院への返歌は見えない。

この三首目までは、春日社に参詣する頼通を、雪の降る中、春日野で若菜を摘む人として描き、その難波の様子を思いやり気づかう内容である。四首目は親心が息子に伝わつてゐると述べている。このやり取りは、道長が公任へ和歌を送つたことから始まつたのだが、なぜ公任に送つたのかは明確ではない。『栄華物語詳解』(卷四)には、

身をつみての歌 身を摘みて、人の痛さを知るよしにて、我身に引比べての意なり。

さるは、わが御子も、この使の御供にて、春日にまうでたるなればいへり。さてつみては、結句の若菜とある縁語なり。

とあり。公任も我が子を祭の使いとして見送つたからだと言う。息子を

案じる思いを共有しようということである。ただ、この見方を証する資料がないので確かではないが、可能性はある。頼通を祭の使として向かわせる道長を、『栄花物語』は、

殿のはじめたる初事に思されて、いといみじういそぎたたせたまふもことわりなり。よろづにかひがひしき御有様なり。

と描いている。これについては、『江家次第』(卷五・上申日春日祭事)に、「撰錄一家中少將時、勤仕祭使。宇治関白十二歳時、寛弘元年二月勤使。大略濫觴也」(「十二歳」は誤り。正しくは「十三歳」とあることからすると、息子の執務遂行を案じるとともに、撰関家の初めての試みに緊張する様子も窺えよう。

花山院は頼通への気づかいを道長に示している。道長の不安を忖度して歌を送つたのであろう。この頃花山院と道長はしばしば交流があった。前年長保五年の八月九日と九月一日に、藤原行成とともに院のもとへ参上している(『権記』)のは、その一つ。『御堂関白記』によつて、寛弘元年における両者の交流を辿つておこう。右の唱和以降では、三月二十八日に、白河への「花御覽」に扈從し、院の居所に戻つてから和歌の披講があつた。五月二十七日には、花山院の土御門第御幸、閏九月四日に花山院から和歌が送られ、返歌している。十二月三十日には、花山院のもとへ参上し、馬を賜るというように頻繁に会つており、親密ぶりが窺える。また、五月二日に花山院の御子二人(昭登・清仁)に親王宣旨が下つた。なお『栄花物語』(はつはな)によれば、院から道長へ助力を依頼し、道長がその親心を察して一条天皇に奏上したとある。<sup>(4)</sup>二人

の友好関係がよく現れている。

### 三月

三日、丁亥、広業朝臣来云、仰云、只今可参者。有作文事。即与左衛門督同車参入。

三日、丁亥、広業朝臣来りて云はく、「仰せに云はく、只今参るべし」てへり。作文の事有り。即ち左衛門督と同車して参入す。

三月三日の内裏における作文会について記している。「作文事」は、曲水宴の詩会。まず、藏人の藤原広業<sup>(5)</sup>を使いとして、一条天皇からすぐ来るようにお召しがあつた。そこで「左衛門督」藤原公任とともに車に乗つて参内している。『權記』もこの作文会について記している。

三日、丁亥、晚景内堅來告、即参入。有<sup>一</sup>作文。先是<sup>アラジメ</sup>予<sup>二</sup>議<sup>二</sup>曲水宴、而依<sup>ハ</sup>尚侍冊九日内<sup>(ナルニ</sup>被<sup>レ</sup>止。今日序者匡衡朝臣、御書所同応<sup>レ</sup>製。題花貌年々同。以<sup>レ</sup>春為<sup>レ</sup>韻。

これによれば、事前に「曲水宴」について議せられ、まだ「尚侍」藤原綏子の四十九日の内であるために停止となつた<sup>(6)</sup>。ただし、作文会は催された。その時の「序者」は大江匡衡。「御書所」においても同題で詠じている。題は「花貌年々同」。韻字は「春」。序者匡衡は、「江吏部集」(卷下)に序と自詠を残している。その端作は、「七言、三月三日、同賦<sup>二</sup>花貌年々同」。応<sup>レ</sup>製詩一首(以<sup>レ</sup>春為<sup>レ</sup>韻。并序)であり、『權記』の言うところと同じ。詩題「花貌年々同」は、花の顔は毎年同じで変わること

ではないの意。匡衡はその序に、  
観夫見<sup>一</sup>樹樹之花貌<sup>一</sup>、同<sup>二</sup>年年之風儀<sup>二</sup>。仙桃咲以不<sup>レ</sup>老、何時依違、  
御柳濃以如<sup>レ</sup>初、每春嬌娜。

と、木に咲く花のすがたは、例年と同じであり、宮廷の桃は咲く時期を違はず、柳はいつものようにそよいでいると、詩の本意を描いている。その詩は、「洞裏仙遊歡樂久、花筵自作<sup>二</sup>醉<sup>レ</sup>恩人<sup>一</sup>」仙界と見なす宮中の遊びはいつまでも続き、いつの間にか天皇の恩沢に酔つてしまつたと結んでいる。行成の詠んだ「桃浦容輝寧改<sup>レ</sup>旧、杏園氣色詎為<sup>レ</sup>新」(行成詩稿)所収の摘句)も、「桃浦」の輝きや「杏園」の様子は変わらないと詠じている。道長の詩は残つていないが、おそらく類似した詩を物語のである<sup>(8)</sup>。道長は「曲水宴」が中止となつたので、御前に参上する必要はないと考えていたらしい。しかし好文の天皇は、せめて作文会は催したいと意向を示したのである。そこで急遽能文の卿相や文人らを召したという次第なのではあるまいか。なおこの時、流觴(曲水)は行わず、詩会のみがあつたらしい。行成が召しによって参内したのは「晚景」日暮れ時であり、間もなく暗くなる。そんな時刻に曲水は催せないであろう<sup>(9)</sup>。

十八日、壬寅、陸奥守道貞申赴任由。賜盃酌。次有和歌事。賜直装束・野劍・胡籤・弓・馬・鞍等。

十八日、壬寅、陸奥守道貞赴任の由を申す。盃酌を賜ふ。次に和歌の事あり。直装束・野劍・胡籤・弓・馬・鞍等を賜ふ。

「陸奥守道貞」は、橘道貞（？～一〇一六）。陸奥国へ赴任する挨拶に来た。盃を賜い、和歌のやり取りがあつた。この和歌は残っていない。そして、装束・武具・馬などを与えている。『權記』の同日条には、「今日左相府餞『陸奥守道貞朝臣』云々。雖有召不參」とある。道貞は道長の家司であるかのようであり、道長のために奉仕している。『御堂関白記』の長保元年七月十八日条には、「依田鶴惱事、渡道貞家」。依無二日宜用二夜半時」と、「田鶴（鶴）」つまり息頼通の病を避けるために、道貞の邸へ赴いている。寛弘元年二月五日条には、春日祭使——息右近衛少将頼通が選ばれていた——の出立の儀に右大将藤原実資を招くために、「午時饗座定、給裝束」。此間以道貞朝臣、示案内大將<sup>(10)</sup>と道貞を遣わしている。翌日には、「以道貞朝臣、右大將昨日事<sup>(カシコマル</sup>由示送」と、道貞を遣わして来訪の礼を述べている。道長の餞はこれら

の労に報いる意味もあるのだろう。さらに道長は、「道貞朝臣許、平緒一条・色革百枚送之」（三月二十一日）と気遣いを示している。一方道貞は着任後、道長に着任の報告をしたようであり、八月七日には「道貞朝臣返事、給相撲長嶋」と相撲人に返書を託している。また「道貞

朝臣所奉馬四疋見之」（九月二十四日）と奉仕をつづけている。閏九月十六日には、道貞の妾子が陸奥国へ下向する時に、餞の品を和歌とともに贈っているのも、両者の関係をうかがわせる。<sup>(11)</sup> なお、三月二十二日

は、「和歌事」はなかった。この道長の、道貞と輔公・秀俊への対応の相違は、両者の和歌の資質の有無によるのかもしれない。ただ、輔公は、下向の途次尾張国にいた赤染衛門と和歌を贈答しており『赤染衛門集』200・201、和歌を詠まなかつたのではない。そうすると道長への貢献度や親疎の度合が現れたのであろうか。

廿五日、己酉、……辰時渡仁和寺。依供養女方大般若也。從午時許雨下。人々來集後初事。……講了立行香。其後入簾中。……願文早朝以言持來。即送右大弁許。書持來。……

二十五日、己酉、……辰の時仁和寺に渡る。女方の大般若を供養するに依るなり。午の時許り従り雨下る。人々來集したる後事を初む。……講了りて行香に立つ。其の後簾中に入る。……願文、早朝以言持ち来る。即ち右大弁の許に送る。書きて持ち來たる。……

道長の正室源倫子が、『大般若經』を供養する法会を仁和寺で催している。この日の早朝大江以言が、作成した願文を持ってやつて來た。すぐぐに右大弁藤原行成のところへ送ると、清書して持つて來た。『權記』には、

自左大殿被給北方今日於仁和寺被供養兩部曼荼羅各一鋪。大般若一部願文即書奉入。亦午時許詣。公卿大夫入礼者有其數六十僧有被物。事了与大藏相公同車帰。

とあり、供養願文の清書を行成に依頼したこと、行成の参詣が、これによつても分かる。以言は、當時文章博士であるとともに、道長一門に詩

文の創作によつて奉仕する文人の一人であつた。<sup>(12)</sup> 五月十九日に故東三条院詮子のための法華八講を道長が修する時に、その願文を作り（『御堂関白記』）、九月十二日に道長第で催した作文会の題者となり（『御堂関白記』・『權記』・『類聚句題抄』341～349・『和漢兼作集』卷六・542）、閏九月二十一日に道長宇治別業で催した作文会の序者となつてゐる（『御堂関白記』・『權記』・『本朝文粹』卷九・270）。

廿八日、壬子、……從華山院、右近中將公信朝臣來云、仰事、可花御覽參者。只今申參由。即參入。從兼有此聞。仍非無其意用。余召車御。即候御車。覽白河院後、從山辺御御馬。御觀音院勝算房、余所儲御前物并破子、於彼房供。仰左衛門督令献和歌題二首料。帰院給後奉歌。有御製賜之。後退出間、賜御馬。依乘車後無拝。……

廿八日、壬子、……花山院從り、右近中將公信朝臣來りて云ふ、「仰せ事に、花御覽に參るべし」てへり。只今參る由を申し、即ち參入す。兼ねて従り此の聞こえ有り。仍りて其の意用無きに非ず。余を車に召し御<sup>おは</sup>す。即ち御車に候す。白河院を覽ぜし後、山辺從り御馬に御す。觀音院勝算房に御し、余儲くる所の御前の物并びに破子を、彼の房にして供す。左衛門督に仰せて和歌題二首の料を獻らしむ。院に帰り給ひし後歌を奉る。御製有りて賜ふ。後に退出の間、御馬を賜ふ。車後に乘るに依りて拝無し。……

花山院のお供をして白河で花見をした。『百鍊抄』にも、「華山院覽<sup>一</sup>

卅日、癸未、中宮御讀經結願。從宮上達部五六許酩酊來。有和歌事。進兩三益。

#### 四月

山辺花<sup>一</sup>。左大臣已下扈從。有「和歌」と見える。三月末日の直前であり、惜春の花見といふことになる。まず右中將藤原公信を使いとして道長にお召しがあり、直ちに参上している。道長は花山院の花見を事前に聞いており、召されることも予想していた。「御前物并破子」を儲けたといふのはそのためである。まず道長は花山院と同車して「白河院」へ向つて花見をし、次に「觀音院勝算房」へ行く。その途中で院が馬に乗るのは、馬上から花を満喫するためであろう。勝算房で食事があり、つづいて歌会があつた。披講は帰院の後であり、道長は御製を賜つてゐる。『權記』の同日条には「自「華山院」有レ召。令レ申下有「產穢」由<sup>上</sup>。念覺闇梨來。參レ院令レ申三穢趣。亦詣<sup>二</sup>左府<sup>一</sup>申案内。今日院御<sup>二</sup>覽花<sup>一</sup>。有「御幸」。左大臣被<sup>一</sup>扈從<sup>二</sup>。自余公卿及侍臣有「其數」云々」とあり、藤原行成にもお召しがあつたが、「產穢」のために断つてゐる。随従したのは、道長・公任のほか藤原長能が知られる。公任が献呈した歌題は、「花山院觀音院へおはして、残りの花を尋ぬ、山寺に遊ぶ」といふ題詠ませたまゝけるに」（『公任集』51・52）、「花山院、三月二十八日、花ご覽じにありかせたまふ御ともにさぶらひて、尋「殘花」といふ題を」「山寺にて遊ぶ」（『長能集』78・79）によつて分かる。公任に歌題を献るよう命じたのが誰かは明らかではない。花山院・道長のどちらかであろう。

卅日、癸未、中宮御讀經の結願なり。宮従り上達部五六<sup>ばかり</sup>許り酩酊して来る。和歌の事有り。両三盃を進む。

「中宮」は、道長の娘彰子。中宮が催した「御讀經」は、季の御讀經。「中宮御讀經初。為<sup>二</sup>南渡殿座<sup>ト</sup>」（四月二十七日）から四日間にわたつて行われた。この法会に参加した上達部五六人は、酔つた勢いで道長のもとに参上し、和歌に興じたのである。このことは、『權記』にも、「申<sup>二</sup>雜事<sup>一</sup>之後、參<sup>二</sup>中宮<sup>一</sup>。御讀經結願也。事了上達部・殿上人飲食。及<sup>二</sup>晚景<sup>一</sup>乘<sup>レ</sup>醉參<sup>二</sup>左府<sup>一</sup>。有<sup>二</sup>和歌事<sup>一</sup>」（四月三十日）と記している。「五六人」の中に行成もいたのであろう。他の参加者の姓名は不明。歌会は上達部が酔いに乗じて始まつてゐる。所定の催ではない。作文会とは異なり、古記録に記される歌会は、ほとんどの場合醉余の興である。<sup>(14)</sup>

## 五月

十四日、丁酉、日來所手自書八講料法華經八卷并開結・阿彌陀・心經等書了。但開結經有其遺。依期日近也。過此間可書了也。

十四日、丁酉、日來<sup>ひころづから</sup>手自書く所の八講の料の法華經八卷并びに開結・阿彌陀・心經等を書き了りぬ。但し開結經に其の遣り有り。期日近きに依るなり。此の間を過ぐして書き了るべきなり。

道長は日々、法華八講のために『法華經』以下の經典書写につとめていた。この月の十九日（二十二日に、姉であり一条天皇の生母である、

故上東門院詮子追善のために、法華八講開催を予定していた。詮子は長保三年閏十二月二十二日に崩御。享年四十。道長が政権を樹立するに当たつて、多大の貢献をなした恩人である。たとえば『大鏡』（藤原道長）は、兄道兼の没後、その後繼として道長に内覽の宣旨を下させるために、渢る一条天皇を懸命に説得した模様を描いている。道長は恩義を忘れず、菩提を弔おうとしたのであつた。そのための經典書写である。四月二日には、「定<sup>二</sup>御八講雜事<sup>一</sup>」と八講の雜事を定めている。道長は、この取り決めを契機として、自ら写經することに勤しんだのであろう。「開結」は、開經と結經、開結經。本經である法華經の前後に付属する無量義經と普賢觀經のこと。あわせて法華經三部と言う。

未剋參<sup>二</sup>花山院<sup>一</sup>。依<sup>二</sup>昨日召<sup>一</sup>參入也。有<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>供<sup>一</sup>養法花經・開結經・轉女成佛經等<sup>一</sup>（『權記』長保四年四月二日）

奉<sup>二</sup>書写<sup>一</sup>金字妙法蓮華經一部八卷、開結・阿彌陀・般若心等經各

一卷（『本朝文粹』卷十四・416、大江以言「花山院冊九日御願文」）

「阿彌陀」は阿彌陀經、「心經」は般若心經。書写を終えたとは言うものの、開結經に書き残しがあつた。八講が近づいていたために残したとする。表装などのために、ここで打ち切らねばならなかつたのであろう。残りは八講の期間を終えてからにすると述べてゐる。この写經については、次の関連記事がつづく。

十八日、辛丑、以知章朝臣、中書王御許、奉自書写經。是依外題也。

十九日、壬寅、天晴。知章朝臣経持來。以言願文草持來。賜祿物。即送

右大弁許、清書持來。

十八日、辛丑、知章朝臣を以つて、中書王の御許もとに、自ら書写したる經を奉る。是れ外題に依るなり。

十九日、壬寅、天晴る。知章朝臣 経を持ち来る。以言願文の草を持ち来る。祿物を賜ふ。即ち右大弁の許に送るに、清書して持ち来る。

十八日の「知章朝臣」は藤原知章。「中書王」は具平親王。知章に具平親王のもとへ行かせたのは、十四日にひとまず書写を終えた經典の、外題揮毫を依頼するためである。そして翌日には外題を書き終えた經を、知章が道長のもとに届けている。

十九日の「以言」は大江以言。三月二十五日の記事に見える。「願文」は故東三条院詮子のために修する、法華八講の願文。これをただちに「右大弁」藤原行成のもとに送つた。清書を依頼したのである。そして清書が届いた。四月二日の記事にある「御八講雜事」の定めでは、こういつたことも決めていたのである。十九日は法華八講の初日。事前に、以諸大夫并隨身等、送法服。証議者二人加四位。

諸大夫并びに隨身等を以つて、法服を送る。証議者一人に四位を加ふ。

と、「諸大夫并隨身等」を遣わして、参会する僧間に法服を与えていた。

「証議者」つまり論義への評定を述べる一人「座主覺慶・前大僧正觀修」のもとへは、「四位」に行かせている。二人とも高僧である。道長の配慮であろう。

西対座上達部・殿上人等着。三四巡後、打鐘入堂。入夜事了。故院女方大内女房等多来。

西の対の座に上達部・殿上人等着く。三四巡の後、鐘を打ち堂に入れる。夜に入りて事了りぬ。故院の女房・大内の女房等多く来る。

「西対」は土御門第内の建物。「上達部・殿上人等」に酒が振る舞われてから、「堂」において法会を行つてゐる。「故院」亡き詮子の女房、「大内」一条天皇の女房が多数参会した。故人を追善する意思のあらわれである。

## 六月

四日、丁巳、不天晴。右大弁許送紙、令書本。頬通料耳。

四日、丁巳、天晴れず。右大弁の許もとに紙を送り、本を書かしむ。頬通の料のみ。

「右大弁」は藤原行成。この行成のもとに紙を送つて本を書かせたとある。何の本かは不明。それは子息頬通——この時十三歳——のためであるという。おそらくは頬通の学問のためであろう。『權記』にはこの月の記事がなく、行成の方の記録が得られない。

七日、庚申、……有御庚申事。作文耳。

七日、庚申、……御庚申の事あり。作文のみ。

「庚申」は、道教の信仰から生まれた習俗。人の体内にいる三尸とい

う虫が、庚申の夜、就寝中に天に昇つてその人の罪科を天帝に告げ、早死にさせると考えられた。それを防ぐために徹夜して種々の催しを行つた。<sup>15</sup> この催しを「庚申」という。当時の宮廷や貴族の邸宅では、作文・和歌・管絃・遊戯などをしながら過ごした。この日の記事は一条天皇の御前における催しである。『日本紀略』には、「庚申、賑給」とのみあり、御庚申が催されたことを記していない。「作文耳」とあるのは、道長の知る庚申は、詩を賦するのみならず、他の遊芸なども行うのが当たり前であったからであろう。たとえば、本年閏九月九日に、「依<sup>二</sup>物忌重籠居。籠<sup>二</sup>物忌<sup>一</sup>人々守<sup>二</sup>庚申、賦<sup>レ</sup>詩読<sup>二</sup>和歌<sup>一</sup>」（物忌の重きに依りて籠居す。物忌に籠もる人々庚申を守り、詩を賦し和歌を読む）とあり、道長の邸内で、詩とともに和歌を詠じている。『新儀式』（卷四・御庚申事）には、内蔵寮弁<sup>一</sup>備酒饌、賜<sup>二</sup>之侍臣<sup>一</sup>。又進<sup>二</sup>碁手<sup>一</sup>。……終夜之間、有<sup>二</sup>打攤之事<sup>一</sup>。或有<sup>二</sup>賦詩獻歌之事<sup>一</sup>。及<sup>二</sup>于曉更<sup>一</sup>、令<sup>三</sup>侍臣奏<sup>二</sup>絃管<sup>一</sup>。

とあり、多彩である。

## 七月

三日、乙酉、寅時許僧正來。夜明従所々問。終日尚惱。従今夜以僧正初修善。従今日又初三十講。雖有惱氣重、渡堂初之。

三日、乙酉、寅の時許りに僧正来る。夜明けて所々従り問ふ。終日尚ほ惱む。今夜従り僧正を以つて修善を初む。今日従り又三十講を初む。惱む気の重きこと有りと雖も、堂に渡りて初む。

この日は、三日から始めた法華三十講の五日目に当たる。「非時」（参考する僧に提供する食事）を藤原能通が奉仕したとある。この日に道長の文事はなかつた。ただ、内裏では作文会が催されている。題は「七夕秋意」（『権記』）。道長は「有<sup>二</sup>惱氣重<sup>一</sup>」（『御堂関白記』七月三日）の状態であり、自邸での法華三十講とも重なつており、出席していない。

八日、庚寅、從今日住堂。文句遺卷読。覺運僧都。僧非時播磨守。八日、庚寅、今日從り堂に住まる。文句の遣したる卷を読む。覺運僧都。僧の非時は播磨守。

この日道長は邸内の「堂」にいて、読み残していた『法華文句』を読んだ。七月三日から法華三十講を始めており、堂内で聽講していたのである。その合間を縫つて『法華文句』を読んだ。『法華文句』は、『妙法蓮華經文句』のこと。天台宗の祖である智顗の、『法華經』に関する講説をまとめた書。「播磨守」は藤原陳政。

廿日、壬寅、……其後下改元詔書。改元為寛弘。有諸卿定申、寛仁宣者。而左大弁申云、仁字是諱字也。為之如何。用之。詔書草有地動文。又免者留所無犯八虐文。仍令入。即着弓場殿、令奏清書。又書十日極奇事。令摺奏之。内記所為太至愚也。

廿日、壬寅、……其の後改元の詔書下る。改元して寛弘と為す。諸卿の定め申すこと有りて、「寛仁宜し」てへり。而るに左大弁申して云ふ、「仁字は是れ諱の字なり。之を為すは如何」といふ。之を用ゐる。詔書の草に「地動」の文有り。又免さるる者は留むる所に「犯八虐」の文無し。仍りて入れしむ。即ち弓場殿に着きて、清書を奏せしむ。又「十日」と書くは極じき奇事なり。摺らしめて奏す。内記の為す所太だ至愚なり。

「改元詔書」は、長保六年を寛弘元年とする詔を記した書類。改元は天皇の仰せを承けて、大臣が式部大輔・文章博士らに勘申させる。この時は、大江匡衡の勘申した「寛仁」が採用された。ところが、陣の座において「左大弁」藤原忠輔から、「寛仁」の「仁」は、一条天皇の諱である「懷仁」に用いられないと指摘があり却下された。『權記』にも。「參レ衙。有「陣定」改元事也。寛弘云々。初以「寛仁」被定。而左大弁申下仁字為「當時諱。可避歟上云々」とあり、同じ事情を記している。そこで「寛弘」となつた。当代の諱をみだりに用いるべきでないことは、たとえば、

詔曰、……又臣子之礼、必避<sub>ニ</sub>君諱。比者、先帝御名及朕之諱、公私触犯。猶不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>聞。自<sub>レ</sub>今以後、宜<sub>ニ</sub>並改避<sub>レ</sub>。〔続日本紀〕延暦四〈七八五〉年五月三日)

と見える。年号が匡衡の勘申によることは、

長保初年開<sub>ニ</sub>后房、寛弘頻歲誕<sub>ニ</sub>親王。二之年号臣所<sub>レ</sub>獻、仰望江家父子昌（江吏部集）卷中、「長保寛弘之間、天下幸甚、老儒不<sub>レ</sub>堪

〔傾感、聊述<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>懷〕

と、誇らしげに自身の詩に詠じてることによつて明らかである。『詔書草』は、陣定において決まつた年号を奏すると、天皇から詔書作成の仰せがあり、これを承けて大臣が内記に命じて詔書の草を書かせることになつてゐる。この「草」には、「地動<sub>ニ</sub>の文」があつたといふ。『元秘別錄』（一・勘文事・改元事）にも、「依<sub>ニ</sub>天変地震妖<sub>ニ</sub>也」と見える。ただこのことに、何らかの問題があるのかについて、道長は言及してい

ない。この年は早魃に見舞われており、「天変」はあつたが、「地震」はなかつたようであり、この点を不審としたのであらうか。また「草」は、「留所」にある詔書には、「犯八虐の文」がなかつたという。「留所」について、全註解は、『江家次第』（巻十八・改元事）に、「勘文留御所、又令レ奏

三一定（或依諸儒所レ進不快、自御所被レ給。延長・天暦・康保等例也）

とあることによつて、「勘文を留めておいた所といふことにならう」と解している。ただここでは「詔書」について述べているのであるから、詔書を留めておいた所と解さねばならない。それもまた「御所」であるうか。詔書に「犯八虐の文」がないのは、改元の大赦の例に反するという指摘である。「八虐」は、支配秩序を揺るがすような罪。名例律6に、「謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・不道・大不敬・不孝・不義」を挙げる。全註解は、『廷尉故実』（続群書類從巻三百八）に引くこの時の赦文に、

奉レ勅、今日下改元詔書曰、今日昧爽以前、大辟以下罪無輕重、已發覺未發覺、已結正未結正、繫囚見徒、皆悉赦除云々。早從原免、勿致遲留者。

とあることによつて、「ここは勘文に八虐を犯した者に対する赦免に関する文言が記されていなかつたことを指す」と解している。ただ、改元大赦の場合、

応和四年七月十日（癸未）、以延光朝臣、被仰右大臣云、可レ令レ作下改二年号詔書上。……即載下大赦天下、大辟已下罪、可從原免。但犯八虐、故殺、謀殺、強盜、常赦所不免责者非此限。……上（西宮記）臨時二・改二年号類）

詔、……其改安和三年、為天禄元年。大赦天下。今日昧爽以前、大辟以下罪無輕重、已發覺未發覺、已結正未結正、咸皆赦除。但犯八虐、故殺謀殺、私鑄錢、強盜、常赦所不免责者、不レ在赦限。（改元部類）天禄元年三月五日）

詔、改長徳五年、為長保元年。大赦天下、大辟以下咸赦除。常赦所不免责者不赦（日本紀略）長保元年正月十三日）

とあるとおり、「犯八虐」以下の罪は赦免とはならない。『廷尉故実』の引く「皆悉赦除云々」の「云々」には、右の傍線部と同様の記事があつたはずである。したがつてここは、「犯八虐」以下の罪は赦免とはしない旨のただし書きがないと指摘し、書き加えを命じたのである。さらに、弓場殿に着いて、詔書の清書を奏させたところ、日付が「十日」とあつた。奏した。清書をした「内記」の失態を、「太だ至愚なり」と責めている。

### 注

(1) 金峯山で行つた埋経はそれまでにはなく、以後この風習が急速に広まる。そしてこの時代、「日本佛教を形成したのは、宗派でも僧侶でもなく、道長個人の信仰とそれに基づいた行為であつた」といわれている(三橋正『平安時代の信仰と宗教儀礼』第二篇・第二章「藤原道長と仏教」)。二〇〇〇年三月・続群書類從完成会)。なお道長が埋納した経筒については、拙稿「白居易の弥勒信仰と平安文学――

十六号・二〇一五年十二月・勉誠出版) 参照。

(2) 後藤昭雄「一条朝詩壇と『本朝麗藻』」(『平安朝漢文学論考補訂版』

一〇〇五年二月・勉誠出版、所収) 参照。

(3) この日記は具注暦に書いており、当日条に書ききれない場合は、その紙背に記した。『御堂関白記』における道長詠の解釈等については、片山剛「『御堂関白記』の和歌」(『金蘭国文』創刊号・一九九七年三月) 参照。

(4) 『栄花物語』では、二人のやりとりや親王宣下を寛弘三年のこととして描いている。なお、花山院と道長との関わりについては、今井源衛『花山院の生涯』第四章「退位時代」(一九六八年七月・桜楓社) に詳しい。

(5) 藤原広業については、下玉利百合子「ある能吏の生涯——藤原広業の軌跡——」(『枕草子周辺論続篇』一九九五年二月・笠間書院、所収) 参照。

(6) 綏子については、『御堂関白記』に、「子時許<sup>ベカリニ</sup>、大和守景済朝臣来云、尚侍亥時許了由示。数月病、從<sup>ニ</sup>去三日不覚、有<sup>リテ</sup>如<sup>レ</sup>無<sup>シ</sup>。是希有事也」

(寛弘元年二月七日。「尚侍」は「綏子」の官職)、『權記』に、「右中弁被<sup>ヨリテ</sup>過<sup>ヨリテ</sup>。此夜尚侍正二位藤原朝臣綏子薨。年卅一。故入道攝政

三女也。二八之齡、入<sup>ニ</sup>於東闇<sup>ニ</sup>云々。云々、云々。及<sup>ニ</sup>病綿惙<sup>ニ</sup>落髮為<sup>シ</sup>尼。遂<sup>ニ</sup>宿念<sup>ニ</sup>歟」(同日。「故入道攝政」は藤原兼家。綏子と道長の父。「東闇」は春宮。居貞親王のこと) と見える。

(7) 『日本紀略』の寛弘二年三月三日条に、「辛亥、御燈。今日於<sup>ニ</sup>御

書所<sup>ニ</sup>有<sup>シ</sup>「詩会」。題云、花貌年々同。序者匡衡」とある。『權記』の記す詩題との一致から、寛弘元年の誤りであることが分かる。

(8) 詩題「花貌年々同」は、初唐劉希夷「年年歲歲花相似、歲歲年年人不<sup>レ</sup>同」の前句を踏まえている。ただ、この詩をもとにして詩を詠む場合には、必ず右の後句の意を詠じるものだが、匡衡の序も詩もともにこの詩趣を踏まえていない。今年も変わらずに咲く花の下において人々が交流すると詠じ、尾聯において、「洞裏仙遊歡樂久、花筵自作<sup>ニ</sup>醉<sup>レ</sup>恩人」宮中の御遊において私は天子の恩に酔う人になつていると、帝徳を讃美して一首を結ぶ。天皇の御前での應製詩であるために、推移する時間の中で人はつねに変化して行かざるを得ないと、人の命のはかなさを詠むわけには行かなかつたのである。他の参会者も同様であつたに違いない。

(9) 三月三日の宴についての最近の論考には、滝川幸司「曲水宴」(『天皇と文壇』二〇〇七年二月・和泉書院、所収)、拙稿「寛平期の三月三日の宴」(『平安朝の歳時と文学』二〇一八年十月・和泉書院、所収) などがある。

(10) 『權記』七月十九日条にも、「自<sup>レ</sup>内詣<sup>ニ</sup>左府。此夜半渡<sup>ニ</sup>坐道貞朝臣宅。是依<sup>ニ</sup>少君病避所<sup>ニ</sup>云々」とある。

(11) 赤染衛門は、「道貞みちの國になりぬ」と聞いて和泉式部に歌を送り、式部が応じている(『赤染衛門集』I 183・184、『和泉式部集』I 182・183)。式部は下向する道貞に歌を贈っている(『和泉式部集』I 183)。

また白河において花見をしていた帥宮敦道親王のもとで、道貞の下

向をめぐつて藤原公任と歌を贈答している（『和泉式部集』I 98）<sup>106</sup>、『公任集』35・36）。また道貞は陸奥へ向かう途次、尾張国の国守であつた大江匡衡・赤染衛門夫妻のもとを訪れ、歌のやり取りをしている（『赤染衛門集』I 185・186）。さらに『和泉式部続集』（8）の「陸奥國へいひやる」と詞書にある歌は、道貞に送つたものであろう。道貞の陸奥下向をめぐつてさまざまな歌のやり取りがあつた。

このことについては、松村博司「尾張國における大江匡衡と赤染衛門——撰閑時代の儒官受領夫妻の生活——」（『栄花物語の研究』第

三』一九六七年十一月・桜楓社）、伊井春樹「公任と和泉式部——『公任集』覚え書き——」（『物語の展開と和歌資料』二〇〇三年十二月・中嶋朋恵「御堂関白記ノート（十三）——觀修・御庚申——」（『言語と文芸』第一〇七号・一九九一年八月）など参考。

（16）道長の法華三十講への関わりについては、山本信吉「法華八講と道長の三十講（上）（下）」（『仏教芸術』第七十七・七十八号、一九七〇年九月・十一月）・注（1）三橋前掲論考、参考。

見——」（『国語国文』第八十二卷六号・二〇一三年六月）参考。

（12）大江以言については、後藤昭雄「大江以言考」（『平安朝漢文学論考補訂版』二〇〇五年二月・勉誠出版、所収）参照。

（13）大日本古記録は「献」を欠く。全註釈に従つて補う。

（14）目崎徳衛「藤原道長における和歌」（『貴族社会と古典文化』一九九五年二月・吉川弘文館、所収）参照。

（15）『医心方』（巻二十六・去三戸一方）には、

河岡紀命符曰、……人身有三戸。三戸之為物、実魂魄鬼神之属也。欲使二人早死、此戸当得作レ鬼。自放縱遊行、饗食人祭醤。每到六甲窮日、輒上天白三司命、道三人罪過。過大者奪二人紀、小者奪二人算。……大清経曰、……故庚申日

夜半之後、向正南再拝呪曰、「彭侯子・彭常子・命兒子、悉入窈冥之中、去離我身」。三度言。每至庚申日、勿寢而呼其名。三戸即永絶去。當之用。

などとある。庚申については、窪徳忠『庚申信仰の研究上』（一九八〇年十一月・原書房）をはじめとして、島田とよ子「平安時代に於ける庚申信仰」（『詞林』第八号・一九九〇年三月）、石塙敬子・加藤静子・中嶋朋恵「御堂関白記ノート（十三）——觀修・御庚申——」（『言語と文芸』第一〇七号・一九九一年八月）など参考。